

## 自立支援医療（精神通院）償還払いのご案内

### 償還払いとは？

自立支援医療（精神通院）支給認定に係る申請（新規、更新、変更、等）を行い、受給者証の提示が出来ない期間に受診され、一旦自立支援医療（精神通院）が適用されない自己負担額をご負担いただいた分に対し、自立支援医療費（精神通院）を支給するものです。

### 償還払いの対象とするもの

「西梅田こころとからだのクリニック」にて、受給資格が確認できないために自立支援医療（精神通院）が適用されない自己負担額をご負担されていた方への自立支援医療費（精神通院）。

但し、認定結果が出ておらず、受給資格が確定されていない方については、受給資格が確定してから償還払いにかかる審査を行います。

### 必要書類

- ・自立支援医療費（精神通院）償還払い申出書
- ・「西梅田こころとからだのクリニック」発行の、明細が記載されている領収書（原本）
- ・申出人（=請求者）の身分証明書

※受給者様とお申出人様が異なる場合は、追加で必要な書類が発生する場合がありますので、大阪市こころの健康センターか区保健福祉センターまでお問合せください。

※申し出が複数回になる場合、その都度必要書類をご提出いただきます。

※一回のお申し出につき、複数月分の領収書をご提出いただくことが可能です。

※明細が記載されていない領収書は、ご利用いただくことができません。

※身分証明書は、運転免許証、パスポート、障がい者手帳、等、顔写真が貼付されている公的機関より発行されているものであれば一点ご用意下さい（一部例外あり）。

健康保険証、住民票、等、顔写真が貼付されていないものは、二点以上ご用意いただく必要があります。

お問合せ先：大阪市こころの健康センター 06-6922-8520

北区	6313-9882	天王寺区	6774-9857	城東区	6930-9857
都島区	6882-9857	浪速区	6647-9897	鶴見区	6915-9857
福島区	6464-9857	西淀川区	6478-9954	阿倍野区	6622-9857
此花区	6466-9857	淀川区	6308-9882	住之江区	6682-9857
中央区	6267-9857	東淀川区	4809-9845	住吉区	6694-9857
西区	6532-9857	東成区	6977-9857	東住吉区	4399-9857
港区	6576-9857	生野区	6715-9857	平野区	4302-9857
大正区	4394-9857	旭区	6957-9857	西成区	6659-9882

裏面もご覧ください → → →

## 支給までの流れ

①	申出	<ul style="list-style-type: none"><li>区保健福祉センターで受け付けます。郵送でのご提出も可能です。</li><li>申出に必要な書類は、表面をご覧ください。</li></ul>
②	書類審査	<ul style="list-style-type: none"><li>書類に不備がある場合、区保健福祉センターよりご連絡させていただきます。</li></ul>
③	内容審査 支給金額計算	<ul style="list-style-type: none"><li>領収書に記載の明細を元に審査を行い、支給金額を計算します。</li><li>疑義がある場合、詳細をお伺いさせていただきたい場合、大阪市こころの健康センターよりご連絡させていただきます。</li></ul>
④	審査計算結果、請求手続きのご案内、請求書用紙、送付	<ul style="list-style-type: none"><li>こころの健康センターより、③の審査、計算結果をお通知させていただきますので内容をご確認ください。</li><li>請求に必要な用紙、お手続き方法のご案内を同封しております。</li></ul>
⑤	請求	<ul style="list-style-type: none"><li>④の内容に問題が無ければ、「請求手続きのご案内」をご参照いただき、請求に必要な書類をご用意のうえ、大阪市こころの健康センターに送付してください。</li></ul>
⑥	書類審査	<ul style="list-style-type: none"><li>ご提出いただいた書類に不備がある場合、疑義がある場合は、大阪市こころの健康センターよりご連絡させていただきます。</li></ul>
⑦	お支払い	<ul style="list-style-type: none"><li>ご指定いただいたお口座に、お振込みさせていただきます。</li><li>振込後に、お通知等はさせていただきますので、予めご了承ください。</li></ul>